

○農林水産省告示第 号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、及び植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林水産省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(検査する数量及び方法)

第一条 植物防疫法(以下「法」という。)第八条の検査は、法第六条 条第一項若しくは第二項の検査証明書又はその写しの添付が必要な場合はその添付の有無及び内容の確認を行った上で、植物若しくは検疫指定物品(以下「植物等」という。)又は輸入禁止品の種類別に別表第一に掲げる数量について行う。

2 法第八条の検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる数量未満について行うことが出来るものとする。

一 輸入しようとする植物等に添付された法第六条第一項の検査証明書又はその写しに輸出国政府機関による検査の実施を確認した旨の植物防疫官の付記がなされている場合

二 輸入しようとする植物等に特別な検疫上の措置がなされているときその他取締上支障がないと認められる場合

3 さつまいも、ばれいしよ、果樹、さとうきび及び球根について行う法第八条の検査は次の方法による。

一 果樹については検疫有害動植物の付着するものを廃棄し、又は消毒した後隔離栽培を行つて検査する。

二 さつまいも、ばれいしよ及びさとうきびについては、検疫有害動植物の付着するものを廃棄し、又は消毒した後、栽培の用に供しないと認められるもの以外ものにつき、隔離栽培を行つて検査する。

(削る。)

三 球根については、検査した後、ウイルス病にり病しているおそれがあると認められるものにつき、更に隔離栽培を行つて検査す

(検査する数量及び方法)

第一条 植物防疫法(以下「法」という。)第八条の検査は、植物又は輸入禁止品の種類別に別表第一に掲げる数量について行う。

2 法第八条の検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる数量未満について行うことが出来るものとする。

一 輸入しようとする植物に添付された法第六条第一項の検査証明書又はその写しに輸出国政府機関による検査の実施を確認した旨の植物防疫官の付記がなされている場合

二 輸入しようとする植物に特別な検疫上の措置がなされているときその他取締上支障がないと認められる場合

3 さつまいも、ばれいしよ、果樹、さとうきび及びグラジオラス、すいせん、ゆり、チューリップその他の球根類並びにげんげ、米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす、コブラについて行う法第八条の検査は次の方法による。

一 さつまいも及び果樹については検疫有害動植物を付着するものを廃棄し、又は消毒した後隔離栽培を行つて検査する。

二 ばれいしよ及びさとうきびについては、検疫有害動植物の付着するものを廃棄し、又は消毒した後、栽培の用に供しないと認められるもの以外ものにつき、隔離栽培を行つて検査する。

三 グラジオラスの球根については外皮を除いた後、すいせんの球根については温湯浸せきを行つた後検査する。なお、ウイルス病にり病している球根があると認められるものについては、更に隔離栽培を行つて検査する。

四 ゆり、チューリップ及びその他の球根類については、検査した後、ウイルス病にり病している球根があると認められるものにつ

る。

(削る。)

(削る。)

(検査場所の基準)

第一条の二 法第八条第二項ただし書の農林水産大臣が定める基準は、
検査有害動植物の分散を防止するため必要な管理方法等について
植物防疫官の指示に従い、当該指示に係る措置を支障なく実施で
きることをする。

(検査合格の基準)

第二条 法第八条の検査は、次の第一号から第三号までの各号の全
て、第二号から第四号までの各号の全て又は第一号若しくは第四号及
び第五号に該当する場合を合格とする。

一・二 (略)

三 法第六条第一項及び第二項の規定に違反していない場合

四 (略)

五 法第九条第二項の規定による消毒を実施して検査指定物品及び
その容器包装が法第六条第二項の基準に適合していると確認さ
れる場合

2| 植物防疫官は、輸入された植物等(輸入禁止品を除く。)に法第
七条第一項第一号又は第三号に掲げる輸入禁止品が混入していた場
合であつて、取締上支障がないと認めるときは、当該輸入禁止品を
除去した上で、前項の規定に適合するものについては、合格とする
ことができる。

(廃棄消毒等処分の基準)

第三条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による処分は、次
の各号に掲げる基準により行う。

一・二 (略)

(削る。)

き、更に隔離栽培を行つて検査する。

五 げんげの種子は、比重一・一〇の塩水選を行つて検査する。

六 米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす及びコブラは、
陸揚前に綿密に予備検査を行つた後検査する。

(新設)

(検査合格の基準)

第二条 法第八条の検査は、次の各号に該当する場合を合格とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

(廃棄消毒等処分の基準)

第三条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による処分は、次
の各号に掲げる基準により行う。

一・二 (略)

三 土が付着し、又は混入しているときにあつては当該荷口の全部

- 三 第一号の検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したとき
にあつてはその種類及び植物等別に別表第二に掲げる措置
- 四 (略)
- 2 植物防疫官は、食糧用に供するか穀類又は製油原料に、検疫有害動植物を発見した場合であつて、当該植物が直ちに、製粉され、製麦され、又は搾油され、かつ、きよう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、前項の規定にかかわらず合格とすることができる。
- 3 法第九条第二項の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。
- 一 法第六条第二項の規定に違反して輸入された検疫指定物品(法第六条第一項及び第二項の検査証明書又はその写しに必要な事項が記載されているものの、同条第二項の基準に適合していないと認められる場合に限る。)にあつては、当該荷口の全部又は一部の消毒又は焼却
- 二 前号に掲げるものを除き、当該荷口の全部の焼却
- 4 法第九条第三項本文の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。
- 一 法第七条第一項第一号又は第三号に掲げる輸入禁止品が付着し、又は混入している場合であつて、前条第二項に該当しないときは、当該荷口の全部の焼却
- 二 前条第二項の規定により法第七条第一項第一号又は第三号に掲げる輸入禁止品が除去された場合にあつては当該輸入禁止品の焼却
- 三 前各号に掲げるものを除き、当該荷口の全部の焼却
- 5 植物防疫官は、当該植物等又は容器包装を所有し、若しくは管理する者の申請があつた場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第一項、第三項又は第四項の規定にかかわらず積戻しを許可することができる。
- 6 植物防疫官は、当該植物又は容器包装を所有し、若しくは管理す

- 又は一部の焼却
- 四 第一号の検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したとき
にあつてはその種類及び植物別に別表第二に掲げる措置
- 五 (略)
- 2 植物防疫官は、食糧用に供するか穀類又は製油原料に、検疫有害動植物を発見した場合であつて、当該植物が直ちに、製粉され、製麦され、又は搾油され、かつ、きよう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、前項の規定にかかわらず合格とすることができる。
- (新設)
- (新設)
- 3 植物防疫官は、当該植物又は容器包装を所有し、若しくは管理する者の申請があつた場合において、監督及び取締上適当であると認められるときは、第一項の規定にかかわらず積戻しを許可し、又はかん詰若しくはびん詰等の材料として使用することを許可することができる。
- (新設)

る者の申請があつた場合において、監督及び取締上適當であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず缶詰又は瓶詰等の材料として使用することを許可することができる。

(消毒方法の基準)

第四条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による消毒は、別表第三に掲げる方法を基準とする。ただし、植物防疫官は、消毒施設の周囲の状況、構造及び組材、消毒すべき物件の数量又は処理温度を勘案して当該基準を変更することができる。

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。)の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものに行なうものとする。

3 法第九条第二項の規定による消毒は、検査指定物品及びその容器包装から土又は植物残さを確実に除去することにより行なうものとする。

(検査の対象とならない植物)

第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。

- 一〜七 (略)
- 八 あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアツプル、バナナ、パイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果
- 九・十 (略)

(有害植物の範囲)

第七条 次の各号に掲げる物は、法第二条第二項の有害植物に該当しない。

- 一〜四 (略)

(消毒方法の基準)

第四条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による消毒は、別表第三に掲げる方法を基準とする。但し、植物防疫官は、消毒施設の周囲の状況、構造及び組材、消毒すべき物件の数量又は処理温度を勘案して当該基準を変更することができる。

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。)の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものに行なうものとする。

(新設)

(検査の対象とならない植物)

第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。

- 一〜七 (略)
- 八 あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアツプル、バナナ、パイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果
- 九・十 (略)

(有害植物の範囲)

第七条 左の各号に掲げる物は、法第二条第二項の有害植物に該当しない。

- 一〜四 (略)

(有害動物の範囲)

第八条 次|の各号に掲げる物は、法第二条第三項の有害動物に該当しない。

一〜三 (略)

(輸入禁止品の範囲)

第九条 法第七条第一項第三号の土には、次に掲げる物を含まない。
陶土、りん鉱、けいそう土、ポーキサイド、有機質を混入しない砂れき

別表第一 検査すべき数量〔第一条〕

植物等の種類		検査荷口の大きさ	検査する数量
(略)	(略)	(略)	(略)
二十 検査指定物品	中古農業機械	一	全量
二十一 (略)	(略)	(略)	(略)
二十二 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 第三条第一項第四号に規定する措置の基準

植物等の種類		検査有害動植物	措置
(略)	(略)	(略)	(略)
二十 検査指定物品	中古農業機械	一	検査荷口の全部又は検査有害動植物の付着しているものの焼却
二十一 (略)	(略)	(略)	(略)

(有害動物の範囲)

第八条 左|の各号に掲げる物は、法第二条第三項の有害動物に該当しない。

一〜三 (略)

(輸入禁止品の範囲)

第九条 法第七条第一項第三号の土には、次に掲げる物を含まない。
陶土、りん鉱、けいそう土、ポーキサイド、有機質を混入しない砂れき

別表第一 検査すべき数量〔第一条〕

植物の種類		検査荷口の大きさ	検査する数量
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
二十 (略)	(略)	(略)	(略)
二十一 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 第三条第一項第四号に規定する措置の基準

植物の種類		検査有害動植物	措置
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
二十 (略)	(略)	(略)	(略)

八 臭 化 メ チ ル サ イ ロ ク 蒸 ん						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	一五度未満 一五度以上	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満	(略) 一〇度未満 一〇度以上 二〇度未満
(略)						

九 臭 化 メ チ ル サ イ ロ ク 蒸 ん						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上	一五度以上 一五度以下	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上	(略) 一〇度以下 一〇度以上 二〇度以上
(略)						

十二 二酸化炭素イロク蒸		十一 二酸化炭素倉庫蒸			十 ルミアウミサウイロク蒸		九 ルミアウミサウイロク蒸	
(略)		(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	二〇度以上 二五度未満 二五度以上 三〇度未満	(略)	二〇度以上 二五度未満	(略)	二〇度以上 二五度未満 二五度以上 三〇度未満	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

十三 二酸化炭素イロク蒸		十二 二酸化炭素倉庫蒸			十一 ルミアウミサウイロク蒸		十 ルミアウミサウイロク蒸	
(略)		(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	二〇度 二五度 二五度 三〇度	(略)	二〇度 二五度	(略)	二〇度 二五度 二五度 三〇度	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

十五 ヨウ 化メ		十四 ヨウ 化メ	十三 臭化		
ムシ等の検		疫有害動物	(略)		
つぎ		ラム	(略)	(略)	(略)
二四時		二四時	(略)	(略)	(略)
一〇度以上		一〇度以上	(略)	(略)	二〇度以上
		は除く	(略)		

(新設)		(新設)	十四 臭化		
(新設)		(新設)	(略)		
(新設)		(新設)	(略)	(略)	(略)
(新設)		(新設)	(略)	(略)	(略)
(新設)		(新設)	(略)	(略)	二〇度以上
(新設)		(新設)	(略)		

備考 この表(九の項及び十の項のグラナリアコクゾウムシに係る部分並びに十一の項から十三の項までを除く。)に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級サイロをそれぞれ標準としたものである。	十六 MEP を含む 油の 剤の 散布	十五 水没 処理	十四 熱湯 処理	蒸くん 天幕	チル	疫有害動物	
	(略)	(略)	(略)		七〇グ ラム		
	灯油で二 十倍希釈 した四十 %の油 剤を木材 の表面積 一平方メ ートル当 たり三〇 〇ミリリ ットル又 は材積一 立方メー トル当た り二・四 リットル 三・六 リットル	(略)	(略)	(略)	五〇グ ラム	川間	
	(略)	(略)	(略)	(略)			一五度未満 一五度以上
	(略)	(略)	(略)	(略)			

備考 この表(十の項及び十一の項のグラナリアコクゾウムシに係る部分並びに十二の項から十四の項までを除く。)に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級サイロをそれぞれ標準としたものである。	十七 MEP 又はマ ラソ ンを含 む油の 剤の 散布	十六 水没 処理	十五 熱湯 処理				
	(略)	(略)	(略)				
	二・〇% のMEP 又はマ ラソ ン及び 灯油の混 合剤を木 材の表面 一平方メ ートル当 たり三〇 〇立法セ ンチメー トル以上	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)			

別表第四 倉庫の基準〔第四条〕

区分 級別	戸口、窓、 換気孔等	
	特A級	(略)
A級	(略)	(略)
B級	(略)	(略)
C級	(略)	(略)

別表第四 倉庫の基準〔第四条〕

区分 級別	戸口、窓、 換気孔等	
	特A級	(略)
A級	(略)	(略)
B級	(略)	(略)
C級	(略)	(略)

	(削る。)
	(削る。) が常時備 え付けて あるもの
	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)

	錠及び網戸
	扉、くぐり 戸等の出入 口に錠及び 網戸が常時 備え付けて あるもの
	同上
	同上
	同上

附 則

この告示は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。